公益社団法人日本看護科学学会　若手国際化研究助成規程

（目的）
第１条　公益法人日本看護科学学会（以下、「本会」という。）は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的としている。看護学のグローバル化の進行により、この目的を達するためには国際的視点に立った学術的な発展がますます期待されており、それを担う次世代の若手研究者育成が急務である。本規程は、定款第３条の事業内容に基づき、国際的な研究成果の公表の促進、海外研究機関における国際共同研究の推進をもって、若手研究者の育成に資することを目的とする。これを達成するための助成金を支給するに必要な事項について以下のとおり定めるものである。

（研究の種別）
第２条 助成制度の名称は、「日本看護科学学会若手国際化研究助成」とし、次の各号の種別を置く。
（１）若手研究者が国外で開催される学術集会へ出席するための助成（以下、「国際学会参加助成」という。）
（２）若手研究者が海外留学するための助成（以下、「海外留学助成」という。）

（助成対象）
第３条　国際学会参加助成は、若手研究者（45 歳未満）の正会員または学生会員であって、会員歴が２年以上あり、会員継続の意思を有し、年会費を納めた者とする。さらに、以下の各号のすべてを満たす者とする。
（１）国外で開催される学術集会で、看護学に関する口頭発表演題が既に採択されていること
（２）本会以外の学会を含めて、筆頭者として論文掲載や筆頭演者として口頭発表等の実績があること
（３）本会における他の助成金を申請、採択されていないこと
（４）これまでに国際学会参加助成の採択実績がないこと
（５）日本国内在住の者
２　海外留学助成は、若手研究者（45 歳未満）の正会員または学生会員であって、会員歴が２年以上あり、会員継続の意思を有し、年会費を納めた者とする。さらに、以下の各号のすべてを満たす者とする。
（１）海外留学受け入れ先機関（大学、研究所など）からの許可関連書類等があること
（２）所属機関の長から海外留学に関して承認されていること
（３）学会誌掲載論文や学術大会への発表などの研究実績のあること
（４）本会における他の助成金を申請、採択されていないこと
（５）これまでに海外留学助成の採択実績がないこと
（６）留学の主たる目的が学位取得でないと認められるもの。

（助成金額）

第４条 年間の助成金額は、学会の当該年度の予算に従い決定する。
２　国際学会参加助成は、50 万円を上限として、以下の各号のとおり助成する。
（１）学術大会参加費は全額を助成する。
（２）交通費は自宅から用務地までの最も経済的な経路及び方法によるものとし、鉄道利用は区間料金と普通指定料金、航空利用についてはエコノミー料金を助成する。
（３）宿泊費は、別に定める地方別区分宿泊料金に基づき助成する。
３　海外留学助成は、留学期間に関わらず 20 万円を上限とする。

（助成金支給の期間）
第５条 支給を受けた助成金の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

（助成金支給の申請と決定）
第６条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書 を学会の理事長に提出しなければならない。
２　選考は定款施行細則第１７条に基づき、「若手国際化・研究助成委員会」が行い、理事会での承認を得て決定するものとする。
３　若手国際化研究助成の選考については、別に定める。

（助成金の交付）
第７条 前条に基づいて決定された助成金を受ける者（以下、「受給者」という。）への助成金の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

（承認等の事項）
第８条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて理事長に申請し、承認を得なければならない。
（１）助成金支給の対象となった内容を中止又は延期しようとするとき
（２）助成金支給の対象となった内容が予定の期間内に終了しないとき
（３）その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

（受給者の義務）
第９条 受給者は、以下の各号に示す義務のすべてを果たさなければならない。
（１）助成金支給の対象となった国際学会での口頭発表又は海外留学研究の完了
（２）助成金の適正な管理、使途に関する記録（計算書類等）及び領収証等の証拠書類の提出
（３）法令、学会の諸規程及び研究倫理の順守
２　国際学会参加助成においては、以下の各号に示す義務を果たさなければならない。
（１）国際学会での発表時に、Acknowledgement に「This project was supported by the grant-in-aid for Fostering Young Researchers from Japan Academy of Nursing Science」を記載する。
（２）参加した国際学会の直後に開催される本会学術集会にて、研究発表内容の概要及び学術集会参加で得られた成果について、助成成果報告として英語により口演で発表する。ただし、本会学術集会参加

にかかる費用に本助成金を充ててはならない。
３　国際留学助成においては、以下の各号に示す義務を果たさなければならない。
（１）留学先の国に滞在するためのビザ申請等の諸手続き、それに伴い発生する問題、留学期間中に生じた傷害、疾病等に対応する海外旅行保険、受け入れ先機関との調整等、申請者の責任において、準備・手配する。
（２）海外留学終了後３か月以内に、海外留学報告を和文誌の「その他」のカテゴリに投稿する。当該投稿論文には、タイトル（計画名）、海外留学の目的と計画、実施内容、成果と今後の抱負等を記載する。
（３）原則として海外留学終了後３年以内に研究成果として原著論文を１編以上、本会英文誌に投稿する。
（４）投稿論文には、Acknowledgement に「This project was supported by the grant-in-aid for grant-in-aid for Fostering Young Researchers from Japan Academy of Nursing Science」を記載する。

（完了報告書の提出）
第１０条 受給者は以下の各号に示す期日までに、理事長に成果報告書の提出をしなければならない。
（１）国際学会参加助成においては、国際学会での口頭発表後１か月以内
（２）国際留学助成においては、留学終了後３か月以内

（助成の取り消し）
第１１条 理事長は、受給者が第 ９条の義務を果たせないと認めたとき、助成金支給の決定を取り消すことができる。
２ 取り消し決定の処分を行った場合には、理事会へ報告する。
３ 第 1 項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して 30 日以内にその金額を返還しなければならない。

（委任）
第１２条 この規程にない事項については、理事会の決議によりこれを決定する。

(その他)
第１３条 この規程にあるもののほか、この助成制度の実施に関し必要な事項は別に理事長が定める。

附則
1 この規程は、2021 年 3 月 31 日より施行する。
2 この規程は若手研究者助成規程に代わり、2025 年 6 月 21 日より施行する。
3 この規程の改正は、2025 年 11 月 30 日改正、2026 年 1 月 1 日から施行する。
4 この規程の改正は、2026 年 3 月 5 日より施行する。